

令和元年 11月 12日

厚生労働省 医政局
医事課長 佐々木 健 殿

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会
会長 竹谷内 啓介



専門的職業であるカイロプラクターに関する意見書

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」の議事録で、カイロプラクター（カイロプラクティック/脊椎徒手療法の専門家）が「無資格者」の括りで扱われている記述を拝見いたしました。日本においてカイロプラクターの法的資格制度が存在しない以上、カイロプラクターの有資格者はありえず、「無資格者」との表現は誤解を招きます。適切な表記として「法的資格制度がない職業」又は「法的資格制度がない医療（ヘルスケア）従事者」を提案いたします。

当会所属会員の約4分の1は、医師・歯科医師・理学療法士・作業療法士・看護師・あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師・柔道整復師等の医療資格を有していますが、必ずしもそうした医療資格を公表せずにカイロプラクターとして臨床を行っている例もあります。当会は、カイロプラクティック専門の臨床を行う上で、日本の医療資格を取得した場合でも国際標準のカイロプラクティック専門教育は必須との立場を明確にしております。これは国民の安全と健康を守るためのWHO指針に基づいた当会の方針です。

現在の日本でカイロプラクターが専門的職業として認知され、カイロプラクティック専門の臨床が行える根拠を以下に述べます。

記

- 1960年の「医業類似行為において人体に危害を及ぼす恐れがない場合は禁止処罰の対象とはならない」とする最高裁判決により、(医業類似行為の拡大解釈として)教育の有無に係わらずカイロプラクティックの開業が事実上放任となる。

2. 1970年の厚生省医務局長通知では、「カイロプラクティック療法は、脊椎の調整を目的とする点において、あんま、マッサージまたは指圧に含まれないものと解する。」とし、カイロプラクティックはあん摩マッサージ指圧に該当しない見解が出ている。
3. 1991年の厚生省健康政策局医事課長「医業類似行為に対する取扱いについて」の通知では、いわゆるカイロプラクティック療法に対する取扱いについてとし、法的資格制度に基づかない医業類似行為に分類している。
4. 過去の判例では、「医業類似行為とは『疾病の治療又は保健の目的で行う行為であつて医師、歯科医師、あん摩師、はり師、きゅう師又は柔道整復師等他の法令で正式にその資格を認められた者が、その業務として行う行為でないもの』※とされている。(※仙台高裁 昭和29年6月29日判決 昭28(う)第275号)
5. 厚生労働省職業安定局のハローワークインターネットサービスではカイロプラクターをサービス業や保健・医療・福祉の職業として分類している。2006年には厚生労働省所管の独立行政法人である労働政策研究・研修機構の職業の総合情報システム、キャリアマトリックスの「カイロプラクター」の項目を当会が委託され協力。
6. カイロプラクティック業務に特化した賠償保険が40年以上存在する。
7. 経済産業省・総務省は経済センサスの中でカイロプラクティックを医療・福祉に分類。
8. 2010年5月17日の174回通常国会一決算行政監視委員会第三分科会で赤松正雄衆議院議員が当時の長妻昭厚生労働大臣と足立信也厚生労働大臣政務官に対してカイロプラクティックの質問を行ない、厚生労働省はWHOガイドラインや海外でカイロプラクティックの有効性が認められている事実は認識していると回答。
9. 2012年の独立行政法人国民生活センター「手技による医業類似行為の危害一整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も一」の通知が公開された際に当会は要請を受け、カイロプラクティック安全性と広告に関するガイドラインの作成と安全教育プログラムの実施を行う。その後、2014年から定期的に日本カイロプラクティック登録機構（JCR）による登録者名簿を厚生労働省医政局医事課長へ提出。
10. 2017年の消費者庁消費者安全課「法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に」の通知が公開され、対策の要請が当会へ届く。当会は通知がエビデンスに基づかない調査のため反論。具体的には、①通達の内容が架空の被害報告ではない事

実、②カイロプラクティックの名称を用いる施術者の教育背景、③施術者が用いる手技と患者の訴える被害との間の因果関係、の三点が検証されていない。

11. 文部科学省は「学校基本調査専修学校の学科及び各種学校の課程のコード表」でカイロプラクティックを医療関係に分類している。

12. 観光庁や日本政府観光局はカイロプラクティックを国際的な学術業界として認識し当会を支援している。実際に観光庁・日本政府観光局・東京都・東京観光財団の支援により、2021年には世界カイロプラクティック連合(WFC)国際学会が東京で開催予定。

以上

参考

諸外国でカイロプラクターが医療（ヘルスケア）職業

として認められている根拠

- 1) 世界 90 カ国に普及し、約 10 万人の国際標準のカイロプラクターが存在する。主な国ではアメリカ 7 万人、カナダ 9 千人、オーストラリア 6 千人。
(※日本では自称カイロプラクターが多数)
- 2) 世界 81 カ国で国民が直接カイロプラクターに受診することができ、46 カ国で法的資格制度があり、国民皆保険もしくは民間保険が適用される。
- 3) 世界 19 カ国に 48 の教育機関（大学若しくは大学院教育）が存在する。WHO の指針に基づく国際標準の教育基準では、4 年間 4,200 時間以上の専門教育（うち臨床実習 1,000 時間）が提示されており、医療有資格者に対しても 2~3 年間の 1800 時間以上の教育を求めている。基礎医学は医学部と同時間の教育カリキュラムが組まれ、法制化された多くの国はこの基準に準拠した 5 年以上の教育を提供している。
- 4) 法制化されている諸外国ではプライマリケアの医療従事者としてカイロプラクティック施術以外にも、筋骨格系疾患の診断行為、単純 X 線画像の撮影権利を有する。

- 5) 法制化されている諸外国では疾病の治療に限定した医療 (Medical care)とともに、伝統補完医療を含めた健康増進を取り扱う医療 (Health care) の研究も進んでいる。
- 6) 世界保健機関 (WHO) はカイロプラクティックを伝統・補完医療として認知しており、2005年にカイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するガイドライン (指針) を発行している。2006年に当会が和訳版を発行。
- 7) 世界保健機関 (WHO) の非政府組織として 95 カ国代表団体構成の世界カイロプラクティック連合 (WFC) が加盟。当会が日本代表団体として 1998 年から所属。
- 8) WHO (世界保健機関) 発行の学術誌「BULLETIN」掲載の論文「腰痛へのケア：医療制度は対応できるか？」では、腰痛ケアに対して各国の医療制度がエビデンスに基づくアプローチをとるよう呼びかけた。手術・ロック注射・画像診断・薬物投与（鎮痛剤）を極力減らし、アドバイス・患者教育・安心感の提供・脊椎マニピュレーションなどの徒手療法・運動などのアプローチを推奨。
- 9) アメリカ国立衛生研究所 (NIH) 傘下の米国補完統合健康センター (NCCIH) ではカイロプラクティックを含めた大規模な補完代替医療の研究が実施されている。厚生労働省による統合医療情報発信サイトは NCCIH の内容を参考に作成している。
- 10) 近年では多くのカイロプラクティックの有効性と安全性に関する研究が実施されており、特にアメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの政府報告書は有名。海外ではランダム化比較試験を用いた脊椎マニピュレーションの有効性と安全性の検証が多数報告され、2018 年発表された医学雑誌ランセットでの腰痛シリーズは生物心理社会モデルに基づいたケアを推奨している。
- 11) IOC (国際オリンピック委員会) や FIFA (国際サッカー連盟) はカイロプラクティックをスポーツ医療に含めている。過去にはロンドン・リオとオリンピック・パラリンピックにおいて総合診療所 (ポリクリニック) や各チームにカイロプラクターが在籍している。カイロプラクターを含めた包括的な多職種連携の医療は普及している。